

第 2 次大崎市環境基本計画アクションプランの取り組み状況について

○本市では、第 2 次大崎市環境基本計画に基づく施策の着実な推進を図るため、「第 2 次大崎市環境基本計画アクションプラン」を策定しています。

○望ましい環境像を実現するため、5つの環境分野（自然環境、快適環境、生活環境、地球環境、市民参画・協働）ごとに、10年後の目標を設定し、計画の推進と進行管理を図っています。

○市の具体的な施策については、毎年度「大崎市環境の状況に関する報告書」として取りまとめ、大崎市環境審議会に報告の上、市ウェブサイトで公表しています。

（参考）大崎市環境基本条例（抜粋）

第 10 条 市長は、毎年、環境の状況並びに市が良好な環境の保全及び創造に関して講じた施策の状況を明らかにし、これを公表しなければならない。

○令和 5 年度の取り組み状況については、現在取りまとめを行っている状況であり、以下のスケジュールにて報告をさせていただく予定としております。

【スケジュール】

令和 6 年 11 月中旬 大崎市環境基本計画推進会議への報告

11 月下旬 大崎市環境審議会への報告・ご意見等の伺い（書面）

12 月下旬 ご意見等に対する回答（書面）

1 月上旬 市ウェブサイトによる公表

○評価方法の変更について

これまでの環境審議会でのご意見を踏まえ、今年度から取組評価の表し方について変更いたします。

より分かりやすい評価とするため、昨年度までの3段階評価「○/□/△」を改め、当該年度の目標に対する実績での4段階評価（A/B/C/D）とします。

【昨年度まで】

判定	評価の判定基準
○	取組状況が進歩・良好に維持できている・個別計画どおりの進捗
□	大きな変化がない・多少の減少・個別計画より多少遅延
△	取組状況が後退・大きく減少・個別計画より大きく遅延

【今年度から】

令和5年度目標に対する「実績」について、次の4段階で「評価」を行い該当する判定（A/B/C/D）を行う。

評価	数値目標の達成率	評価の内容
A	80～100%	達成できた、ほぼ達成できた
B	50～79%	おおむね達成できた、現状維持
C	20～49%	やや不十分である
D	0～19%	改善・見直しを要する